

勝浦町在宅育児支援金のご案内

勝浦町では、昨今のエネルギー・食料品価格等の物価高騰を鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てできる環境の充実を図ることを目的として、乳児を日中家庭で育児する保護者の方に対し、在宅育児支援金を交付します。



対象乳児

勝浦町内に住所を有し、かつ、現に勝浦町内に居住している生後2か月を超え満1歳に達するまでの者

交付対象者

※①～⑦全てを満たす保護者（配偶者についても）

- ① 勝浦町内に住所を有し、対象乳児と同居し、家庭で監護する者
- ② 育児休業給付金（公務員の方は育児休業手当金）を受給していないこと
- ③ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ④ 対象乳児を保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設に入所していないこと
- ⑤ 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと
- ⑥ 町税等の滞納がないこと
- ⑦ 居住の理由が里帰り出産等一時的な居住でないこと

支給額

乳児1人当たり 10,000円／月 ※半年毎に交付

提出書類

- ① 在宅育児支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 育児休業給付金受給申請状況証明書 ※勤務先でご記入いただく必要があります。
- ③ 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載してある部分）